

八王子市障害者支援企業等表彰事業実施要綱

令和元年 8 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この事業は、障害者の工賃向上や、障害者雇用の促進につながるような取組を積極的に行っている民間企業、大学等（以下「企業等」という。）に対してその取組の成果を称えるために表彰し、及びこれを周知することにより、障害者の工賃向上や雇用の促進に寄与することを目的とする。

(表彰の分野)

第 2 条 この事業における表彰は、次の各号の 2 つの分野において実施する。

- (1) 物品等の調達
- (2) 障害者雇用

(表彰の対象)

第 3 条 この事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する企業等とする。

- (1) 前条第 1 号の対象者は、別表 1 の要件を満たし、市内の障害者施設から推薦を受けた企業等又は、別表 2 の要件を満たし、期日までに市長に必要書類を提出した企業等とする。なお、障害者施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項 に規定する障害者支援施設、同条第 27 項 に規定する地域活動支援センター又は同条第 1 項 に規定する障害福祉サービス（同条第 7 項 に規定する生活介護、同条第 13 項 に規定する就労移行支援又は同条第 14 項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設をいう。
- (2) 前条第 2 号の対象者は、市内に本社若しくは事業所又は学校を設置しており、別表 3 の要件を満たし、八王子市障害者就労・生活支援センターふらん又は障害者就業・生活支援センター T A L A N T から推薦を受けた企業等又は、別表 4 の要件を満たし、期日までに市長に必要書類を提出した企業等とする。

(企業等の推薦及び応募方法)

第 4 条 表彰を受けようとする企業等の推薦または応募方法は、次の各号による。

- (1) 第 2 条第 1 号の分野において、推薦するにあたっては第 1 号様式、応募するにあたっては第 2 号様式を、市が定める期日までに提出する。
- (2) 第 2 条第 2 号の分野において、推薦するにあたっては第 3 号様式、応募するにあたっては第 4 号様式を、市が定める期日までに提出する。

(選考及び決定)

第5条 市長は、次に定める各号の方法に基づき選考を行い、その結果表彰が決定した企業等に対して八王子市障害者支援企業等表彰決定通知書（第6号様式）により通知するとともに、被表彰者の氏名、表彰年月日及びその他必要な事項を被表彰者名簿（第7号様式）へ登載する。

- (1) 第3条第1号の規定に基づき推薦書又は必要書類の提出があった場合は、その内容を審査する。
- (2) 第3条第2号の規定に基づき推薦書又は必要書類の提出があった場合は、障害者雇用に関する取組が別表3「推薦基準（障害者雇用/推薦）」又は別表4「推薦基準（障害者雇用/自薦）」に定める基準を満たしているかを確認するため、企業等を訪問し担当者への聴き取り等を実施する。その後開催する八王子市障害者支援企業等表彰選定検討会（以下「選定検討会」という。）にて表彰候補企業等の障害者雇用に関する取組について参加者から意見を聴取する。なお選定検討会は、別に定める「八王子市障害者支援企業等表彰選定検討会設置要領」に基づき実施する。

(表彰)

第6条 市長は、前条の規定により表彰を決定した企業等に対し、表彰の場を設け、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(周知)

第7条 市長は、前条の規定により表彰した企業等の名称、特色及び取組について、八王子市ホームページへ掲載する等により公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業等より公表を希望しない旨の申し出があった場合には、当該企業等の名称について公表しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表 1 推薦基準（物品等の調達/推薦）

	次の各号のいずれか又は両方に該当し、市内障害者施設から推薦を受け、過去に本事業において、物品等の調達による表彰を受けていない企業等
1	「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において、障害者就労施設に対し、物品又は役務を少なくとも1年に1回以上発注し、かつ、5年以上継続して発注している企業等 ※発注金額は問わない
2	「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において、障害者就労施設への物品又は役務の発注金額が表彰を行おうとする年度の前5年度内で合計200万円以上の企業等

別表2 推薦基準（物品等の調達/自薦）

	<p>次の各号のいずれか又は両方に該当する企業等のうち、過去に本事業において、物品等の調達による表彰を受けていない企業等</p>
1	<p>「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において、障害者就労施設に対し、物品又は役務を少なくとも1年に1回以上発注し、かつ、5年以上継続して発注している企業等で、発注額の年額平均が10万円以上であること</p>
2	<p>「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において、障害者就労施設への物品又は役務の発注金額が表彰を行おうとする年度の前5年度内で合計200万円以上の企業等</p>

別表3 推薦基準（障害者雇用/推薦）

	次の各号のいずれにも該当し、八王子市障害者就労・生活支援センターふらん又は障害者就業・生活支援センターTALANT から推薦を受け、過去に本事業において、障害者雇用による表彰を受けていない企業等
1	表彰を行おうとする年度の10月1日時点において、勤続年数が3年以上であり継続的な就業が見込まれている障害者を1人以上雇用している企業等
2	障害者雇用を理解を示し、障害者の就労促進及び職場定着のための環境作りやマネジメント等に積極的に取り組んでいる企業等
3	その他、障害者雇用及び障害者の就労促進について特筆すべき取組を行っている企業等
4	表彰を行おうとする年度において、法定雇用率を満たしている企業等 ※障害者雇用状況報告書（毎年6月に公共職業安定所へ提出しているもの）の写しの提出を求めます
5	本市の求めに応じて、障害者雇用に関する取組状況の聴き取り調査に協力できる企業等

別表4 推薦基準（障害者雇用/自薦）

	次の各号のいずれにも該当する企業等のうち、過去に本事業において、障害者雇用による表彰を受けていない企業等
1	表彰を行おうとする年度の10月1日時点において、勤続年数が3年以上であり継続的な就業が見込まれている障害者を1人以上雇用している企業等
2	障害者雇用に理解を示し、障害者の就労促進及び職場定着のための環境作りやマネジメント等に積極的に取り組んでいる企業等
3	その他、障害者雇用及び障害者の就労促進について特筆すべき取組を行っている企業等
4	<p>（1）障害者の雇用の促進等に関する法律における雇用義務制度に該当する企業等については、表彰を行おうとする年度において、法定雇用率を満たしていること</p> <p>※障害者雇用状況報告書（毎年6月に公共職業安定所へ提出しているもの）の写しの提出を求めます</p> <p>（2）障害者の雇用の促進等に関する法律における雇用義務制度に該当しない企業等については、表彰を行おうとする年度において、障害者の実雇用率が法定雇用率以上であること</p> <p>※第5号様式の提出を求めます</p>
5	本市の求めに応じて、障害者雇用に関する取組状況の聴き取り調査に協力できる企業等